

エコエリアやまがた推進協議会設置要領

(設置)

第1条 本県は、最上川をはじめ自然が豊かで住みよい環境にあり、環境に対する県民の意識の高まりから、環境保全のための多様な取組みが進められている。このような中、農業分野においても、将来にわたり安定的に生産活動を継続していくため、環境と調和した自然共生型の農業への転換が急務となっており、本県では、畜産堆肥等の有機性資源を活用した土づくりを行いながら、農薬や化学肥料の使用量を減らし、人の健康と環境の保全に配慮した方法で農産物を生産する「全県エコエリア構想」を推進することとしている。この構想の実現に向けて、全県運動の展開による普及啓発や消費者等理解の醸成、堆肥等有機性資源の循環利用の推進を図り、「環境にやさしく安全でおいしい農産物」の供給県として、消費者の信頼と共感に根ざしたブランド産地の形成を目指すため、エコエリアやまがた推進協議会（以下、「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、全県エコエリア構想の推進を図るため、以下の事項を所掌する。

- (1) 環境保全型農業の普及啓発に関すること。
- (2) 耕畜連携による堆肥等有機性資源の循環利用の推進に関すること。
- (3) 環境と調和した自然共生型農業に関する情報発信と消費者理解の醸成に関すること。
- (4) 環境保全型農業により生産された農産物の流通・販売、情報発信に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、推進協議会の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第5条 推進協議会に、特定の事項を検討させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、事務局長が招集した者をもって構成する。
- 3 部会長は、事務局長をもって充て、専門部会の座長となる。

(事務局)

第6条 推進協議会の事務局は、別表に掲げる者をもって構成し、推進協議会の庶務は、農林水産部農業技術環境課において処理する。

- 2 事務局長は、農林水産部農業技術環境課長をもって充てる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年9月15日から施行する。
- 2 平成18年8月28日一部改正
- 3 平成23年4月 1日一部改正
- 4 平成25年4月 1日一部改正
- 5 平成26年4月 1日一部改正
- 6 平成29年4月 1日一部改正
- 7 令和 2年4月 1日一部改正
- 8 令和 3年4月 1日一部改正
- 9 令和 4年4月 1日一部改正
- 10 令和 5年4月 1日一部改正

別表

エコエリアやまがた推進協議会の構成

委員（令和5～7年度）

| 所 属 等 | 役 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|-----------------------|-----------------|--------|---------|
| 国立大学法人山形大学 | 農学部長 | 村山 秀樹 | 学識経験者 |
| 山形県公立大学法人山形県立米沢女子短期大学 | 社会情報学科 准教授 | 中川 恵 | 学識経験者 |
| 農業者 | | 森谷 あかね | 生産者 |
| 農業者 | | 高橋 綾 | 生産者 |
| 農業者 | | 島貫 清孝 | 生産者 |
| 山形県有機農業者協議会 | 会長 | 小関 恭弘 | 生産者 |
| 有限会社玉谷製麺所 | 専務取締役 | 玉谷 貴子 | 実需関係者 |
| 特定非営利活動法人食育ママ | 理事長 | 加藤 弥栄子 | 消費者 |
| 生活クラブやまがた生活協同組合 | 理事 | 海藤 弘子 | 消費者 |
| フリーライター | | 熊谷 弘美 | メディア関係者 |
| 山形県農業協同組合中央会 | 地域・担い手サポートセンター長 | 岩田 俊彦 | 生産者団体 |
| 全国農業協同組合連合会山形県本部 | 営農企画部長 | 黒坂 東太 | 生産者団体 |

オブザーバー

| | |
|--------------------|--|
| 公益財団法人やまがた農業支援センター | |
|--------------------|--|

事務局

| 所 属 | 職 名 | 備 考 |
|---------------------|-------------------|---------|
| 農林水産部 | 技術戦略監（兼）次長 | |
| 農林水産部農政企画課 | 課長補佐（企画） | |
| 農林水産部県産米・農産物ブランド推進課 | 課長補佐 | |
| 農林水産部園芸大国推進課 | 課長補佐（園芸農業推進） | |
| 農林水産部畜産振興課 | 課長補佐（畜産生産基盤） | |
| 農林水産部農村計画課 | 課長補佐（中山間・棚田農村づくり） | |
| 農林水産部農村整備課 | 課長補佐（農村整備） | |
| 農業総合研究センター食の安全環境部 | 開発研究専門員 | |
| 村山総合支庁産業経済部農業技術普及課 | 課長補佐 | 地域会議事務局 |
| 最上総合支庁産業経済部農業振興課 | 課長補佐 | 同上 |
| 置賜総合支庁産業経済部農業振興課 | 課長補佐 | 同上 |
| 庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課 | 課長補佐 | 同上 |
| 農林水産部農業技術環境課 | 課長 | 事務局長 |
| | 課長補佐（作物振興） | |
| | 課長補佐（環境保全型農業） | |
| | 主査 | |
| | 主査 | |
| | 主事 | |